

調整力募集要綱（案）に対するご意見への回答【九州電力送配電株式会社】

【電源Ⅰ´】

番号	意見	方向性・回答案
1	入札様式①において非価格要素が記載されていますが誤記でしょうか？	誤記のため修正いたします。
2	様式①の他の応札との関係欄にあらかじめ重複応札可能なエリアを記載して頂きたい。	入札書様式にあらかじめ記載させていただきます。
3	様式①以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	各エリアと調整のうえ、可能な限り統一させていただきます。
4	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図って頂きたい。 例：kW・kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	kW契約書とkWh契約書の統一化、案件をまとめたkW/kWh契約書の締結、契約書における需要家リストの一元化は実現しております。 その他の一元化については契約時に協議させていただきます。
5	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源Ⅰ´において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取り扱いについて」P5
6	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)2.記載の弊社が現在電源Ⅰ´において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワットと同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させることで入札辞退が困難となる可能性がある為。	端境期の覚書に基づく、端境期の電源Ⅰ´ 供出可否をふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。 なお、既存発調契約者との間で、入札時点で詳細条件までの調整が完了（書面の締結等）していることを求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも既存発調契約者と容量確保（切り出し）の基本的な合意がなされていることは必要です。
7	(原案)主に10年に1回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時等に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応調整力（＝電源Ⅰ´）を入札により募集します。なお、広域的な予備率が8%未満となる場合等に、電源Ⅰ´を発動いたします。 (修正案)以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等（以下、省略）」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は基本的に広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源Ⅰ´発動について）を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。
8	(原案)複数の需要家または発電設備またはその両方をまとめて1入札単位とするときは、当該複数の需要家および発電設備が完全に一致するようしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか？	募集要綱に記載のとおり、負荷設備の場合、供出される電力を明確に区分することは困難と考えておりますので、例えば10地点確保された場合、5地点ずつに分割するなど、札を分けて応札いただく等の対応をお願いいたします。 なお、上記理由により、原則的には複数入札は認めておりませんが、明確な区分が可能であることを提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、お認めすることも考えられます。

【電源 I'】

9	<p>(原案)入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については除きます。</p> <p>(質問)応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にしていきたい。</p> <p>(理由)効率良く必要な情報を収集し、入札書を評価していただくため。</p>	<p>応札時点におきましては、募集要綱 第6章 応札方法および提出様式に記載している内容に基づき入札書を提出頂きます。その内容について妥当性を確認させていただく資料を求める場合がありますが、入札案件（入札書の記載内容）により求める資料が異なることから、応札時点で明記することは困難と考えておりますので、その点ご理解いただきますようお願い致します。1例にはなりますが、応札案件において当該設備の重複のおそれがある場合、応札kWの妥当性を確認するための追加資料を求めることがあります。</p>
10	<p>(原案) なお、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。</p> <p>(提案) コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞による原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりに高値水準に達しています。今後、さらなる急騰に備え、先手で追加的な対策検討案が不可欠とも言える為、上記原案の電力量単価の上限を、世界乃至国内の価格水準が激変した場合に限り、双方協議できるものとするにご変更いただきたい。</p>	<p>ご提案の内容を認めた場合、当初の落札案件選定結果にも影響を与えうるため、公平性・透明性確保の観点から原案どおりといたします。</p>
11	<p>(原案)当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯の属地 TSOのインバランス単価を用い、（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行います。</p> <p>(提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。</p> <p>【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないでしょうか。さらに現状、アグリゲーターがTSOから不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリゲーターが、不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須と考えます。</p>	<p>調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。</p> <p>よって、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。</p>
12	<p>(原案) 契約電力未達時割戻料金の算定式 契約電力未達時割戻料金 = 各コマの未達度合い合計 ÷ (発動回数 × 1 × 3時間 × 2コマ) × 基本料金 × 1.5</p> <p>(提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？</p>	<p>確保容量の考え方等を含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。</p>
13	<p>(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります（調整電源と非調整電源は別の BG として設定）。</p> <p>(提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ボジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴TSOと事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。</p>	<p>電源 I'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バラシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。</p> <p>(参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バラシンググループの設定方法に関する取り扱いについて」JP5</p>
14	<p>広域的な予備率が8%未満となる場合「等」に電源 I'を発動という記載がありますが、広域的な予備率が8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか？</p>	<p>電源 I'においては原則広域予備率に基づいて発動する事と整理されておりますのでエリア予備率の目安はございませんが、急な電源脱落等の要因により、広域予備率によらず発動指令を行う場合があります。</p>

【電源 I'】

15	<p>「契約電源等がDRを活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源 I' 厳気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源 I' 厳気象対応調整力の発動指示により、アグリゲータの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか？</p> <p>また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとした場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか？</p>	<p>記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約電源等がDRを活用したものである場合、当該需要家において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていること等が必要です。」と規程しております。</p> <p>また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替を余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが行われています。</p> <p>以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。</p>
16	<p>インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておけばよろしいでしょうか？</p> <p>また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか？</p>	<p>原則として2023年度開始までに完了していただく様お願いします。</p> <p>書面の提出までは求めない予定ですが、適格請求書発行事業者としての登録番号を確認させていただきます。</p>
17	<p>平日時間における発動回数が12回以上とありますが、12回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がることがあるのでしょうか？</p>	<p>12回以上の発動回数を記載いただくことに問題はございませんが、落札者選定は要綱規定に則って行ないますので、選定における加点等はございません。</p>
18	<p>未達度合いの算定方法等について、「上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。」とありますが、昨年度と異なり、今年度は実効性テストと電源 I' 発動は同日中に重複して発動することがあり、その場合の取り決めはアグリゲーターと都度決めるということでしょうか？</p>	<p>電源 I' 厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源 I' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I' を同日に指令する場合、電源 I' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源 I' 発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」としております。</p> <p>やむを得ず重複することが想定される場合等、必要に応じて協議させていただきます。</p>
19	<p>先日、広域機関より、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済DRを実施している期間中のベースライン算定において、当該経済DR実施日をベースライン算定対象日から除外することはできないでしょうか？</p>	<p>ベースラインの算定対象日含め、ベースライン算定方法については契約協議時に協議させていただきます。</p>
20	<p>資本関係または人的関係のある者が個別に応札する場合は、「事前調整等の有無」の記載が必要だが、「事前調整」とは具体的に何を指すのか。</p>	<p>「事前調整」とは、応札方針の情報共有等を指しております。</p>
21	<p>電源 I' の長時間発動について、22年度に御社よりご提示いただいた契約条件は、DRリソースにとって条件が厳しいことから、改善いただくことでより多くのDRリソースの参加ができるようになると考えている。</p> <p>具体的に改善いただきたい内容は、以下の通り。</p> <p>1 日ごとの供出可能電力量(kWh)の合計は契約電源全リソースの契約電力(kW)に3時間(h)を乗じた値以上としているが、複数DRリソースを束ねた契約のうち、一部リソースが対応できなかった場合、当該リソースの供出電力と全リソースの契約電力が大きく乖離し、本要件を満たすことができない可能性がある。</p> <p>発動期間中、対応不可とした日時において、下げ調整電力量が算定され、下げ調整電力量料金を支払わなければならない可能性がある。通常のDRにおいて負荷の変動等により、意図せずベースラインよりも上がってしまう場合のリスクが大きい。</p> <p>通常発動よりも長時間の対応となるにもかかわらず、kWh報酬のみであり、またマージンが少額である。</p>	<p>電源 I' 長時間発動に関する各要件については、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」「制度設計専門会合」等で議論された内容に基づき設定しています。</p> <p>いただいたご意見をふまえ、次回以降の協議に活用させていただきます。</p>